

## Info 5 忘れずに納付しましょう 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は、軽自動車などを毎年4月1日現在に所有している人に対して課税されます。通知書は、5月1日(金)に発送予定です。6月1日(月)までに納税をしましょう。

**問い合わせ** 税務課資産税係(☎35-0918)



### ■軽四輪自動車などの税額

三輪、四輪の軽自動車は、車両登録の時期に応じて税率が適用されます。この場合の車両登録の時期は、自動車検査証に記載されている初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた年月)となります。

### ●軽自動車の税率表

車種区分	税率(年額)				
	平成27年3月31日までに新規登録した車両	平成27年4月1日以後に新規登録した車両	初期登録から13年経過した車両		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

### ●原動機付自転車などの税率表

区分		税率(年額)	車種
原動機付自転車	第一種 一般原付(50cc又は定格出力0.6kw以下)	2,000円	01
	第一種 一般原付(新基準)(125cc以下かつ最高出力4.0kw以下)		19
	第一種 特定小型		18
	第二種 乙(90cc又は定格出力0.8kw以下)	2,400円	02
	第二種 甲(125cc又は定格出力1.0kw以下)		03
	ミニカー		04
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	11
	その他	5,900円	12
軽二輪	250cc以下	3,600円	05
小型二輪自動車	250cc超	6,000円	13
被けん引車		3,600円	15

### ■軽自動車税の減免申請

身体や精神に、一定の基準に該当する障がいがある人が所有する軽自動車(未成年の場合は、家族が所有する軽自動車)などで、本人、または本人のために運転するものに対して、申請により軽自動車税が減免される場合があります。

※対象者には、3月に申請書を送付していますので、ご確認ください。

**申請期限** 5月25日(月)

### ■軽自動車税のグリーン化特例(軽課)

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規登録した軽自動車(三輪以上)は、令和8年度分の軽自動車税の税額が軽減されます。また、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに新規登録した軽自動車(三輪以上)は、令和9年度分の軽自動車税の税額が軽減されます。

### ●電気自動車や天然ガス自動車などの税率表

車種区分 (平成27年4月1日以降に登録した車両)	税額 (適用前)	グリーン化特例(軽課)適用後の税額			
		概ね75% 軽減①	概ね50% 軽減②		
軽三輪	3,900円	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)		
軽四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	1万800円	2,700円	適用なし
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	適用なし
		自家用	5,000円	1,300円	適用なし

①電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合、または平成21年排出ガス基準10%低減達成車)

②平成30年排出ガス基準50%低減、または平成17年排出ガス基準75%低減かつ令和2年度燃費基準+令和12年度基準90%達成車

※②は揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車(乗用営業用)に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。

### ■原付などの登録・手続きは税務課へ

原動機付自転車や小型特殊自動車等の登録・廃車を行う窓口が変更になりました。

**変更前** 菊川市役所 市民課(本庁1階)

**変更後** 菊川市役所 税務課(本庁1階)

※小笠支所(小笠市民課)の窓口に変更はありません。

### ■納付には便利な口座振替を

口座振替は、一度の申し込み以後、自動的に口座から引き落としされます。ぜひ利用ください。詳細は市ホームページ(右記)から▶

